

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
<p>居室定員 （条例第5条第1項第1号ア）</p>	<p>（設備） 第5条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 （1） 居室 ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。 以下（略）</p>	<p>第3の「4 経過措置等」 設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。 （1）一の居室の定員に関する経過措置 ① この基準省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「4人以下」については、「原則として4人以下」とする。（附則第4条第1項） ② この基準省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第2項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて</p>	<p>①「入所者のプライバシーの確保に配慮されている」とは、次の措置が講じられていることをいう。 ア. 多床室であっても個室的な空間を確保するため、間仕切りや建具等により空間が隔てられ、入所者同士の視線が遮られること。 イ. 隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日照、採光、換気について十分配慮がなされていること。 ②「関係市町村長に意見を求めた上で」とは、保険者である市町村は、住民にもっとも身近な行政庁であり、③に掲げる地域の実情を把握していることから、多床室の整備の是非について意見を求めるものである。 ③「地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して」とは、地域における特別養護老人ホームの整備状況、待機者の数、住民の意向などの地域の実情を勘案することをいう。 ④本条ただし書きの規定により多床室とする</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
		<p>は、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準は「4人以下」については、「8人以下」とする。（附則第4条第2項）</p> <p>以下（略）</p>	<p>場合にあつては、条例第32条第2項で規定する措置のほか、感染症の患者が発生したときの同室の他の入所者への感染防止対策についてあらかじめ定めておくこと。</p> <p>⑤本規定の経過措置については国通知第3の4（1）の規定に関わらず以下のとおりであるので留意すること。</p> <p>ア．平成25年4月1日において現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、本規定を適用する場合においては、「1人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
			<p>イ. アの規定にかかわらず、平成 12 年 4 月 1 日において現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号。以下「施行法」という。）第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下次項において同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について本規定を適用する場合においては、「1 人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる」とあるのは「原則として 4 人以下とすること」とする。</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 (国通知のほか、以下の点に留意すること)
			<p>ウ．ア及びイの規定にかかわらず、昭和62年3月9日において現に存する特別養護老人ホームであって、同日前の老人福祉法第17条第1項の規定に基づく設備の基準の適用を受けていたものについて、本規定を適用する場合には、「1人とする。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「8人以下とすること」とする。</p>
<p>非常災害に対する具体的な計画 (条例第31条)</p>	<p>(非常災害対策) 第31条 指定介護老人福祉施設は、その立地条件を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、</p>	<p>第4の「24 非常災害対策」 (1)、(2) (略) (3) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関への速やかに通報する体制をとるように従業員に周知徹底するとともに、</p>	<p>①計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づ</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
	<p>救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>また「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理者について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	<p>き指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。</p> <p>②計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導體制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。</p>